

平成29年労第103号

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分及び障害補償給付の支給に関する処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）にそれぞれ審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けをもってこれらを棄却したので、請求人は、更にこれらの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。
- 2 まず、療養補償給付を支給しない旨の処分に対する再審査請求について検討する。
 - (1) 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に労働者災害補償保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

本件の場合、郵便物等配達証明書によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は平成〇年〇月〇日であり、本件再審査請求の請求期間は、当該配達された日の翌日から起算して60日目に当たる日である同年〇月〇日までとなる。

しかるに、請求人が労働保険再審査請求書を当審査会に宛てて郵便により発信したのは平成〇年〇月〇日であり、本件再審査請求は、法定の請求期間を経過した後に行われたものである。
 - (2) ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を経過した後に行われた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかったことを疎明し

たときは、この限りでないと定められている。そして、同項ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬものと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、請求人は、請求期間を経過した理由について、平成〇年〇月〇日付けの「Aでおかしくなってから」で始まる書面において、要旨、幻聴、幻覚や足の痛みのため、死にたい気持ちが強く、誰とも話ができなかったことから、再審査請求ができなかつたと述べている。しかしながら、請求人が主張する理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとはいい難く、上記の「正当な理由」について疎明したものとは認められない。

- 3 次に、障害補償給付の支給に関する処分（以下「原処分」という。）に対する再審査請求について検討する。

本件の場合、請求人は、既に当審査会に原処分の取消しを求めて再審査請求を行っており、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを却下（以下「前回裁決」という。）し、請求人に裁決書の謄本を送付している。請求人は、本件再審査請求において原処分の取消しを求めているが、原処分に対する再審査請求については、前回裁決において既に判断しており、一事不再理により、当審査会において重ねて審理することはできないものである。

なお、労審法第38条第3項は「第1項に規定する再審査請求においては、原処分をした行政庁を相手方とする。」と規定しており、当審査会の審理の対象は労働基準監督署長がした原処分の当否であるので、当審査会がした上記の裁決について、当審査会において、審理の対象とすることは許されない。

- 4 以上のとおりであるから、本件再審査請求は不適法なものであってその欠陥が補正することができないものであるため、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のとおり裁決する。